

●●●●● 民事訴訟手続とは ●●●●●

★ 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決によって紛争の解決を図る手続です。

訴訟の途中で話し合いにより解決することもできます。

★ 利用のポイント

- ① 簡易裁判所では、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱います。
- ② 訴えは、原則として相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所に起こします。ただし、事件の種類によっては例外もあります。
- ③ 訴えを起こす場合、訴状、手数料、郵便切手のほか、資格を証明する書類などが必要となります。手数料や郵便切手の額、必要な書類の種類及び部数については、窓口でお尋ねください。
- ④ 訴えを起こされた場合、呼出状に記載された期日に裁判所に来ないと、訴えを起こした人の言い分のおりの判決が出る場合があります。
- ⑤ 裁判所に提出する書類や証拠は、当事者の方で準備しなければなりません。

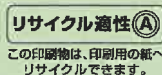
なお、裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備えていますので、それらをご利用ください。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

29.12

簡裁 民事訴訟

検索



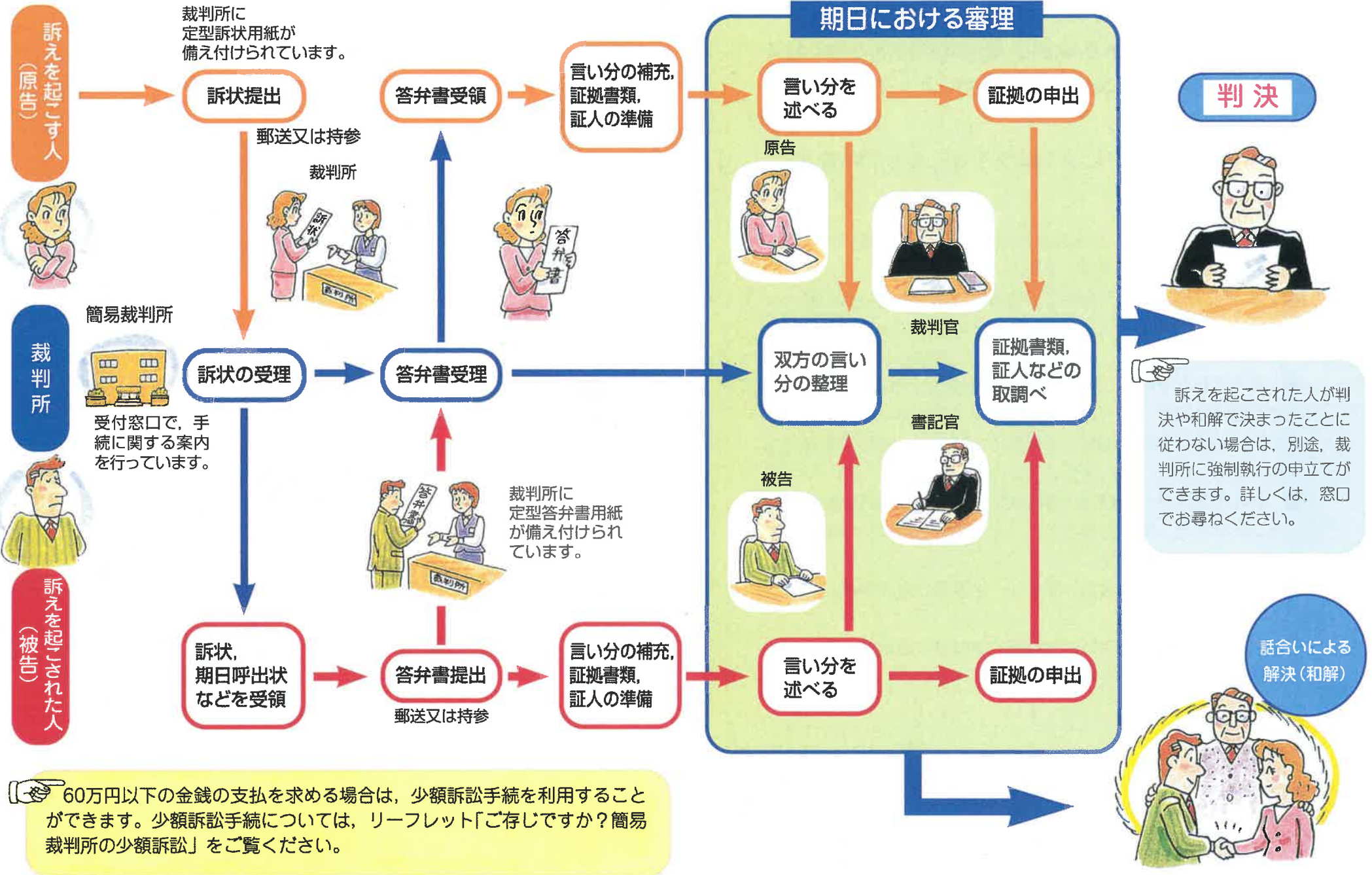
ご存じですか？簡易裁判所の

民事訴訟

最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

手続の流れ



裁判所に
定型訴状用紙が
備え付けられています。

訴状提出

郵送又は持参

裁判所

答弁書受領

言い分の補充、
証拠書類、
証人の準備

期日における審理

原告
言い分を述べる



証拠の申出



判決



訴えを起された人が判決や和解で決まったことに従わない場合は、別途、裁判所に強制執行の申立てができます。詳しくは、窓口でお尋ねください。

話し合いによる
解決 (和解)



訴状の受理

答弁書受理

双方の言い分の整理

証拠書類、
証人などの
取調べ

簡易裁判所



受付窓口で、手続に関する案内を行っています。

裁判所に
定型答弁書用紙
が備え付けられ
ています。



被告



書記官



訴状、
期日呼出状
などを受領

答弁書提出
郵送又は持参

言い分の補充、
証拠書類、
証人の準備

被告
言い分を述べる

証拠の申出

60万円以下の金銭の支払を求める場合は、少額訴訟手続を利用することができます。少額訴訟手続については、リーフレット「ご存じですか？簡易裁判所の少額訴訟」をご覧ください。